岩手県告示第 311 号

振動規制法の規定による地域及び規制基準等(昭和53年岩手県告示第335号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
別表第1			別	表第 1			
大船渡市、久慈市、陸	[略]	[略]		大船渡市、久慈市、陸	[略]	[略]	
前高田市、釜石市、二				前高田市、釜石市、二			
戸市、八幡平市 <u>、奥州</u>				戸市、八幡平市、 <u>雫石</u>			
市(水沢区を除く。)、				町、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、			
<u>岩手郡雫石町、岩手郡</u>				紫波町、矢巾町、金ケ			
<u>岩手町、岩手郡滝沢村</u> 、				<u>崎町、平泉町、大槌町</u> 、			
紫波郡紫波町、紫波郡				<u>山田町、岩泉町、野田</u>			
<u>矢巾町、胆沢郡金ケ崎</u>				<u>村</u> 、 <u>一戸町</u>			
<u>町、西磐井郡平泉町</u> 、							
上閉伊郡大槌町、下閉							
伊郡山田町、下閉伊郡							
岩泉町、九戸郡野田村、							
二戸郡一戸町							
奥州市水沢区 別図に示す第1種区 別図に示す第2種区							

- 備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成19年7月2日現在において同法の規定により定められている地域をいう。
 - 2 別図は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。
- 備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として平成20年3月11日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。